



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月17日
第699号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県建設業者許可簿閲覧場所および閲覧規程の一部改正(監理課) 1
- ※解体工事業者登録簿の閲覧の場所等の一部改正(監理課) 1
- ※滋賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧所閲覧規程の一部改正(監理課) 1
- ※滋賀県指定有形文化財の指定(文化財保護課) 2
- ※滋賀県指定天然記念物の指定(文化財保護課) 2
- 牛のヨーネ病検査の実施(畜産課) 3
- 牛の牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産課) 3
- めん羊および山羊の伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産課) 3
- 牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症検査の実施(畜産課) 4
- 蜜蜂の腐蛆病検査の実施(畜産課) 4
- 道路区域の変更(道路保全課) 4
- 道路の供用開始(道路保全課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定(流域政策局) 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(流域政策局) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定(流域政策局) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(流域政策局) 7
- 公 告
- 県営土地改良事業工事完了公告(耕地課) 7
- 県 税 事 務 所 公 告
- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部、中部) 7

告 示

滋賀県告示第104号

滋賀県建設業者許可簿閲覧場所および閲覧規程(昭和49年滋賀県告示第501号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3条第2号中「9時から16時」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時」に改める。

付 則

この告示は、令和8年3月17日から施行する。

滋賀県告示第105号

平成13年滋賀県告示第336号(解体工事業者登録簿の閲覧の場所等)の一部を次のように改正し、令和8年3月17日から施行する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2項第2号中「9時から16時」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時」に改める。

滋賀県告示第106号

滋賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧所閲覧規程(昭和60年滋賀県告示第511号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

第3条第2号中「9時から16時」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時」に改める。

第5条中「滋賀県手数料規則(昭和31年滋賀県規則第12号)に定める登録簿閲覧手数料に相当する額の滋賀県収入証紙をはり付けた」を「滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第2項第73号に規定する登録簿の閲覧の手数料を納付して」に、「従つて」を「従って」に改める。

付 則

この告示は、令和8年3月17日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「従つて」を「従って」に改める部分を除く。)は、同年4月1日から施行する。

滋賀県告示第107号

滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県指定有形文化財に指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

絵画の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
紙本著色高野大師行状図画 第十巻に応永十四年丁亥九月 二十一日願主成仏院当住用阿、 執筆慶阿、画工仙阿の奥書がある	10巻	宗教法人延暦寺	大津市坂本本町4220番地	同左

彫刻の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
木造阿弥陀如来坐像	1 軀	宗教法人長福寺	蒲生郡日野町松尾一丁目 79番地	滋賀県立琵琶湖文化館

工芸品の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
鰐口 大聖寺願主僧永賢、永仁四年等 の刻銘がある	1 口	大聖寺不動堂	長浜市大門町	大阪市立美術館
黒漆金銅装神輿 二基の台框に宝徳二年の墨書 銘がある	3 基	宗教法人御上神社	野洲市三上838番地	同左

書跡・典籍、古文書の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
浄土和讃断簡(親鸞自筆本)	1 幅	宗教法人大圓寺	近江八幡市安土町内野 1108番地	同左

滋賀県告示第108号

滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第34条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県指定天然記念物に指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

天然記念物の部

名 称	所 在 地	地 域	面 積
北花沢および南花沢のハナノキ生育地	東近江市北花沢町	北花沢町397番1	122㎡
		北花沢町398番	198㎡

附 ハナノキ残木 1本 花木阿弥陀尊開眼供養由来書 1通 井伊直中公御自作地藏尊御縁起 1通 木造地藏菩薩立像 1軀	東近江市南花沢町	北花沢町398番1	13㎡
		北花沢町399番1	138㎡
		南花沢町字花之木546番	2,023㎡
		南花沢町字花之木547番	535㎡のうち70㎡

滋賀県告示第109号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。
 令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛。ただし、生後6か月未満のものを除く。
 - (2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛。ただし、生後6か月未満のものを除く。
 - (3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛。ただし、生後6か月未満のものを除く。
 - (4) 家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)別表1に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 甲賀市(旧水口町、旧土山町、旧信楽町)、近江八幡市、長浜市(旧西浅井町)、高島市(旧今津町、旧朽木村)および家畜保健衛生所長が指定する地域

滋賀県告示第110号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛の死体の所有者に対し、当該死体について、牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。
 令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 牛海綿状脳症の発生および動向を把握するため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表)第3の1の(i)アの対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示するもの
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)別表1に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第111号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、めん羊および山羊の死体の所有者に対し、当該死体について、伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。
 令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 めん羊および山羊の伝達性海綿状脳症の発生および動向を把握するため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 月齢または推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊および山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)別表1に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 区域 県内全域

滋賀県告示第112号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の検査を次のとおり実施する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 アカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 実施する区域で飼育されている牛(未越夏牛)であって、家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 血清抗体検査(中和試験)
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第113号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、蜜蜂の腐蛆病の検査を次のとおり実施する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 腐蛆病の発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 他の都道府県の区域に転飼しようとする全蜂群
- 3 検査の方法 国が定める病性鑑定指針による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年3月17日から令和8年3月31日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大房東横関線	近江八幡市若宮町字下幣ノ木669番18地先から	変更後	最小 12.4m } 最大 12.8m	96.2m	道路改良工事(歩道設置)に伴う道路区域の変更
		近江八幡市若宮町字下幣ノ木663番2地先まで	変更前	最小 9.5m } 最大 10.0m	96.2m	
		東近江市鋳物師町字鳥居本1051番1地先から		最小 7.9m		県道の機能分担見直しに基

石原八日市線	蒲生郡日野町大字石原字向山 後1432番地先まで	変更後	最大 20.0m	920.3m	づく日野町へ の移管(令和 8.4.1)に 伴う道路区域 の変更(相互 移管)
	蒲生郡日野町大字石原字里浦 1113番地先から	変更前	最小 4.0m	1088.8m	
	蒲生郡日野町大字石原字向山 後1432番地先まで		最大 22.9m		

滋賀県告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月17日から令和8年3月31日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大房東横関線	近江八幡市若宮町字下幣ノ木669番18地先から 近江八幡市若宮町字下幣ノ木663番2地先まで	令和8.3.26 9時	L=96.2m

滋賀県告示第116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
男鬼-1 I-50001	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
男鬼-2 II-50001	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
男鬼-3 II-50002	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善谷-2 II-50003	彦根市善谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山-10 II-50004	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山-11 II-50005	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荘厳寺-3 II-50006	彦根市荘厳寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹尾-5 II-50007	彦根市笹尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹尾-6 II-50008	彦根市笹尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原-2 II-50009	彦根市原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因
-------	--------	-------	-----------

			となる自然現象の種類
芹川支流 14430001	犬上郡多賀町後谷	次の図のとおり	土石流
芹川支流 14430002	犬上郡多賀町後谷	次の図のとおり	土石流
芹川支流 14430003	犬上郡多賀町木曾	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 14430004	犬上郡多賀町多賀	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 14430005	犬上郡多賀町敏満寺	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 14430006	犬上郡多賀町多賀	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 14430007	犬上郡多賀町多賀	次の図のとおり	土石流
芹川支流 14430008	犬上郡多賀町四手	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 14430009	犬上郡多賀町大君ヶ畑	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 34430001	犬上郡多賀町佐目	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 34430002	犬上郡多賀町佐目	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、令和2年滋賀県告示第484号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
男鬼-1 I-50001	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
男鬼-2 II-50001	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
男鬼-3 II-50002	彦根市男鬼町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荘厳寺-3 II-50006	彦根市荘厳寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笹尾-5 II-50007	彦根市笹尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原-2 II-50009	彦根市原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
芹川支流 14430001	犬上郡多賀町後谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 14430004	犬上郡多賀町多賀	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 14430007	犬上郡多賀町多賀	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
芹川支流 14430008	犬上郡多賀町四手	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 34430001	犬上郡多賀町佐目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 34430002	犬上郡多賀町佐目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和2年滋賀県告示第498号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和8年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営安曇川左岸2期地区土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業)	令和6年6月11日

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月17日

滋賀県南部県税事務所長 大田 伸行

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9734268号	令和9.3.31	守山市矢島町1514番地 寺田保夫	令和8.3.4

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月17日

滋賀県中部県税事務所長 山本 義 宜

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9294900号	令和9.3.31	東近江市石塔町竹の鼻1291番地 農事組合法人ファームいしどう	令和8.3.5